

東京都公報

発行
東京都

目次

訓令

- 東京都建築指導事務所に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程の一部改正……………（都市整備局市街地建築部調整課）…
- 東京都都市整備局に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程の一部改正……………（同）…
- 東京都建築監視員の権限に関する規程の一部改正……………（同）…
- 昭和四十六年東京都告示第千三百二十四の二号（建築基準法の規定に基づく所管区域を所管する建築主事の指定）の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
- 昭和五十三年東京都告示第千二十四号（東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規定に基づく図書の縦覧）の一部改正……………（同）…
- 平成二十三年東京都告示第千三十六号（建築計画概要書等閲覧場所の設置）の一部改正……………（同）…

訓令

●東京都訓令第二号

都市整備局

建築指導事務所
東京都建築指導事務所に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程（昭和四十六年東京都訓令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

題名中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第一条中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第二条第一項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三条第一項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三号

都市整備局

東京都都市整備局に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程（昭和四十六年東京都訓令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

題名中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第一条第一項中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に、「東京都建築指導事務所に勤務する建築主事

の確認事務等に関する規程」を「東京都建築指導事務所に勤務する建築主事等の確認事務等に関する規程」に、「建築主事が」を「建築主事又は建築副主事が」に改め、同項第一号及び第二号並びに同条第二項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第二条第一項及び第二項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四号

都市整備局

東京都建築監視員の権限に関する規程（昭和四十六年東京都訓令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

第一号中「東京都都市整備局に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程」を「東京都都市整備局に勤務する建築主事等の確認事務等に関する規程」に、「建築主事が」を「建築主事又は建築副主事が」に改める。

第二号中「東京都建築指導事務所に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程」を「東京都建築指導事務所に勤務する建築主事等の確認事務等に関する規程」に、「建築主事が」を「建築主事又は建築副主事が」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第三百三十三号

昭和四十六年東京都告示第千三百二十四の二号(建築基準法の規定に基づく所轄区域を所管する建築主事の指定)の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

題名を次のように改める。

建築基準法の規定に基づく所轄区域を所管する建築主事等の指定

「第四条第七項」を「第四条第九項」に、「建築主事を」「建築主事又は建築副主事を」に改め、「所管建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、「東京都多摩建築指導事務所長である建築主事及び同事務所建築指導第一課勤務の建築主事」を「東京都多摩建築指導事務所長である建築主事又は建築副主事及び同事務所建築指導第一課勤務の建築主事又は建築副主事」に、「東京都多摩建築指導事務所長である建築主事及び同事務所建築指導第二課勤務の建築主事」を「東京都多摩建築指導事務所長である建築主事及び同事務所建築指導第三課勤務の建築主事又は建築副主事」に、「東京都多摩建築指導事務所長である建築主事及び同事務所建築指導第三課勤務の建築主事又は建築副主事及び同事務所建築指導第三課勤務の建築主事又は建築副主事」に、「建築主事は」「建築主事又は建築副主事は」に改め、「(いう)中建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百三十四号

昭和五十三年東京都告示第千二十四号(東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規定に基づく図書の縦覧)の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一の表中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百三十五号

平成二十三年東京都告示第千三十六号(建築計画概要書等閲覧場の設置)の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十七日

東京都知事 小池 百合子

表中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

